

平成18年11月6日

株式会社 平和堂

代表取締役 夏原 平和 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フレンドマート京都梅津店  
京都市右京区梅津中村町37番地

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 附帯意見

駐車場については、店舗北側出入口からは、荷さばき車両が出入りし、来店客の車両や自転車、歩行者との錯綜を回避するために、交通整理員の配置等、駐車場内の安全面に十分配慮することが望まれます。

来店経路については、店舗前面の四条通の通過交通の負荷軽減策として、右折帯を設置する旨を表明しています。しかし、東側出入口付近は、旧四条通の通行車両と駐車場への入場車両との交錯が懸念され、また、通学路としての指定はされていないが、近隣には小学校もあることから、交通誘導員の配置等の配慮が望まれます。

その他、早朝の荷さばき作業については、付近に住宅もあることから、作業内容や時間帯に一層配慮することが望まれます。また、従業員の駐車場利用についても生活環境に影響のないように運用することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の近隣商業地域及び第一種住居地域にあたる。

周辺の状況は、北側に四条通を隔てて店舗付き住居等、東側には寺院及び医院、西側に住居及び事業所があり、南側は住居等が立地している。建設予定地前面の四条通の交通量は多く、特に観光シーズンには渋滞が見られる。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、四条通の交通渋滞、右折入場に対する交通誘導員の配置、歩行者の安全対策、敷地の一部を提供した道路拡幅、駐輪場の設置、緑地の確保について等の意見や交通量調査、騒音予測についての質問等が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

#### （1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。しかし、店舗北側出入口からは、荷さばき車両が出入りし、来店客の車両や自転車、歩行者との錯綜を回避するために、交通整理員の配置等、駐車場内の安全面に十分配慮することが望まれる。

来店経路については、店舗前面の四条通の通過交通の負荷軽減策として、右折帯を設置する旨を表明している。しかし、東側出入口付近は、旧四条通の通行車両と駐車場への入場車両との交錯が懸念され、また、通学路としての指定はされていないが、近隣には小学校もあることから、交通誘導員の配置等の配慮が望まれる。

#### （2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。また、運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

#### （3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

#### （4）騒音について

計画地及びその周辺は、近隣商業地域、第一種住居地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果，周辺の生活環境保持のための配慮について，指針に示されている基準と比較したところ，適切であると判断されるが，早朝の作業については，付近に住宅もあることから，作業内容や時間帯に一層配慮することが望まれる。また，従業員の駐車場利用についても生活環境に影響のないように運用することが望まれる。

( 5 ) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については，指針に基づく予測によれば，計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置，運営計画，車両経路，リサイクル等についても適正な配慮がなされており，周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

( 6 ) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については，地方公共団体などから要請があった場合，協力を旨の意思表示がなされている。

また，営業時間終了後は，敷地内はチェーンバリカー等で閉鎖し，営業時間中においても夜遅い時間帯まで青少年がたむろするなどの場合は，注意を促すほか，必要に応じて警察とも連携を図り，防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

そのほか，屋外照明等は店舗の灯りを減光あるいは点灯時間帯を調節するなどして，周辺に影響が生じないように配慮すると表明している。

これらのことから，周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。